



令和 2 年 5 月 28 日

保 護 者 様

大阪市教育委員会
大阪市立難波中学校
校長 鍋谷 賀都緒

非常変災時の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとることとします。

しかし、大阪市災害対策本部が設置された場合、災害対策本部長である市長から指示があった場合、および教育委員会から指示があった場合には、その指示に従って対応しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合については、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル 3(高齢者等は避難)、警戒レベル 4(全員避難)の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まると評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

- ※ お子様が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、お子様の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。なお、保護者が在宅していない場合には、事前に把握している緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまで、お子様を学校で待機させます。
- ※ 臨時休業措置としたときの対応
 - 臨時休業が決定次第、ホームページや保護者メールでもご連絡いたします。

難波中学校ホームページ

<http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=j612300>

QR コード



- ※ 非常変災時に迅速かつ円滑に連絡するための手段をできるかぎり確保するため、保護者メールには必ず登録しておいていただきますよう、お願いいいたします。